

令和4年度芦屋市DV対策基本計画の施策体系別「評価」

基本目標	基本課題	具体的施策	内容	事業数	所管評価				総括 (令和4年度)	
					A評価	B評価	C評価	評価なし		
1 啓発・教育の充実	(1) 市民への啓発	①DV防止の啓発	3	3	3	0	0	0	DV相談室の周知のため、市内の集会所や金融機関内に相談カードの配架を行った。またDV被害者支援ネットワーク会議を開催し、研修を行うことで、連携が必要な庁内関係課職員を中心にDVへの啓発・理解を深めているほか、山手中学校3年生を対象にデートDV防止の授業を行った。今後は学校等の教職員を含めた職員全体への啓発をさらに進める必要がある。	
		②DVについての啓発	2	3	3	0	0	0		
	(2) 市職員への啓発	②DV被害者発見時の対応力の向上	1	1	1	0	0	0		
		③二次被害の防止のための啓発	1	1	1	0	0	0		
	(3) 学校等における啓発・教育	①次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	1	2	2	0	0	0		
		②教職員等への啓発・教育の実施	1	1	1	0	0	0		
計			9	11	11	0	0	0		
2 相談体制の充実	(1) 配偶者暴力相談支援センターの充実	①婦人相談員等の資質向上	2	2	1	0	0	1	関係課・関係機関とは適時適切なタイミングで連携・情報共有をすることができたほか、DV被害者支援ネットワーク会議を開催し、研修を行うことで、DV被害者支援における連携強化の必要性への認識を深めた。	
		②関係機関との連携強化	1	1	1	0	0	0		
	(2) 被害者の状況に応じた相談体制の充実	①相談事業等の活用・情報提供	1	10	7	2	0	1		
		②苦情等への対応についての周知	1	1	0	1	0	0		
	計			5	14	9	3	0		2
	3 被害者の安全確保	(1) 緊急時における安全確保	①一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	2	6	4	1	0		1
②民間支援機関の情報提供			1	1	1	0	0	0		
(2) 保護命令に関する支援		①保護命令制度に関する情報提供・助言、申立ての支援	1	1	1	0	0	0		
(3) 被害者情報の保護		①DV被害者等に関する情報管理の徹底	2	4	2	2	0	0		
計			6	12	8	3	0	1		
4 被害者の自立支援		(1) 生活の安定に向けた支援	①福祉制度を利用した支援、情報提供	1	5	3	1	0	1	DV被害者の自立支援に向けて、被害者の状況やニーズに沿った情報提供・支援を行うとともに、DV相談室と関係課・関係機関が状況に応じて連携し、情報共有を行うことができた。今後も必要に応じて連携を行う。
	②保険・医療・年金に関する支援、情報提供		1	4	4	0	0	0		
	③経済的支援等に関する情報提供		1	3	2	1	0	0		
	④司法手続きに関する情報提供、助言		1	1	1	0	0	0		
	⑤住居確保に向けた支援		2	4	3	1	0	0		
	(2) 就労に向けた支援	①就労に関する情報提供	1	1	1	0	0	0		
		②同伴する子どものいるDV被害者への支援、情報提供	2	4	3	1	0	0		
	(3) 心身の回復に向けた支援	①相談事業や医療機関を活用した支援、情報提供	2	2	2	0	0	0		
	(4) 子どもへの支援	①就学等に関する支援	1	4	4	0	0	0		
		②子どもの心のケアに関する支援	3	4	3	1	0	0		
		③子育て支援に関する情報提供に充実	1	2	2	0	0	0		
計			16	34	28	5	0	1		
合計			36	71	56	11	0	4		
【参考】令和3年度実績報告 合計			36	71	54	11	2	4		

【評価基準】

A評価 (A) …目標を達成できたもの

B評価 (B) …目標は達成していないが、目標に対して進捗があったもの又は事業等を実施したもの

C評価 (C) …目標を達成しておらず、目標に対して進捗がみられないもの又は事業等を実施しなかったもの

評価なし (-) …事業等を実施する必要がなかったものなどA～Cに該当しないもの (新型コロナウイルス感染拡大の影響等により実施できなかったものを含む)

芦屋市DV対策基本計画 施策一覧（全事業一覧） 進行管理調査表（令和4年度実施報告）

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和4年度事業実施目標	令和4年度取組実績内容	令和4年度取組実績数値	評価	評価理由	令和5年度実施計画	令和5年度分類	所管課		
1	1 市民への啓発	1 DV防止の啓発	1	1 芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	広報紙やホームページを利用した周知だけでなく、多様な媒体を活用した周知を行う。	継続して広報紙やホームページ、市民課前のディスプレイにDV相談室の情報を掲載し、周知を図った。	広報紙：毎月掲載 ホームページ：内容を充実 市民課前ディスプレイ：毎月掲載を依頼	A	広報紙及び市民課前のディスプレイには毎月掲載を依頼することができ、ホームページは内容を充実させることができたため。			DV相談室		
2				2 芦屋市DV相談室の周知のため、芦屋市DV相談室の相談カードの配架先をスーパーなど、多くの人が利用する施設へ配架	芦屋市DV相談室の周知のため、芦屋市DV相談室の相談カードの配架先について、多くの人が利用する施設へ配架する。	市民が利用する市内集会所にD V相談室のカードを新たに配架した。	市内の集会所：13か所	A	相談カードの配架先を拡充することができたため。			DV相談室		
3				3 市民へDVについて知ってもらう機会や、D V被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	人が多く集まる機会やSNSでの発信など、多くの市民へ情報が届くよう周知を行う。	芦屋市PTA協議会の総会にて、DV研修を実施し、協議会役員の皆様へDVやDV相談室についての周知を行った。	令和4年10月26日実施	A	PTA協議会の皆様に初めてDV研修を実施することができ、DV及びDV相談室の周知を行うことができたため。				DV相談室	
4	1 啓発・教育の充実	2 市職員への啓発	1	4 窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修	職員研修や庁内の電子掲示板等を活用し、DVについての啓発を行う。	新任職員研修と、DV被害者支援ネットワーク会議での委員及び窓口職場の職員を対象とした弁護士によるDV研修を実施した。	・新任職員研修：1回 令和4年10月18日実施 27人出席 ・職員研修：1回 令和5年3月14日実施 27人出席	A	コロナ禍のため開催できなかったDV被害者支援ネットワーク会議を3年ぶりに開催し、委員のほか窓口職場の職員をも対象としたDV研修によりDVの啓発を行うことができたため。			DV相談室		
5				5 新任職員研修（後期）でD Vを含み男女共同参画推進についての講義を実施	新任職員研修（後期）でD Vを含み男女共同参画推進についての講義を実施	実施回数：年1回 参加人数：27人	A	新任職員への男女共同参画研修の中で、DV被害者支援についても講義することで、職員のDVに対する理解を向上させることができた。				人事課		
6				6 庁内システム（グループウェア）を活用し、DVについての啓発	職員研修や庁内の電子掲示板等を活用し、DVについての啓発を行う。	新任職員研修と、DV被害者支援ネットワーク会議での委員及び窓口職場の職員を対象とした弁護士によるDV研修を実施した。また、庁内電子掲示板を活用し、DVについての啓発を3回行った。	・新任職員研修：1回 令和4年10月18日実施 27人出席 ・職員研修：1回 令和5年3月14日実施 27人出席 ・庁内電子掲示板を活用した啓発 3回	A	職員研修及び庁内電子掲示板を活用したDVの啓発を行うことができたため。				DV相談室	
7				7 DV被害者発見時の対応力の向上	6 D V被害者支援マニュアルの整備	DV被害者支援マニュアルは必要に応じて修正を行うほか、DV被害者支援についての必要な情報はネットワーク会議や庁内電子掲示板等で周知を行う。	コロナ禍において開催できていなかった3年ぶりのDV被害者支援ネットワーク会議でDV研修を実施し、DV被害者支援についての必要な情報を周知することができた。	・職員研修：1回 令和5年3月14日実施 27人出席	A	職員研修にてDVの啓発を行うことができたため。				DV相談室
8				8 二次被害の防止のための啓発	7 「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を活用し、DV被害者への二次被害を防止するための啓発	DV被害者への二次被害について「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を参考にし啓発を行う。	新任職員研修では「配偶者からの暴力の被害者対応の手引き」を参考に、二次被害についての内容も盛り込んだ講義を行ったほか、DV被害者支援ネットワーク会議での弁護士によるDV研修でも二次被害防止について啓発した。	・新任職員研修：1回 令和4年10月18日実施 27人出席 ・職員研修：1回 令和5年3月14日実施 27人出席	A	職員研修にてDV被害者への二次被害を防止する啓発を行うことができたため。				DV相談室
9	3 学校等における啓発・教育	1 次世代にD Vを残さない啓発・教育の実施	8 DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートD Vについて予防啓発講座を実施	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、高校生へチラシなどを配布する。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、市内の高校へ女性に対する暴力をなくす運動に関するチラシやワイズ通信を配布した。	市内の全高校3年生に1回	A	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて、市内の高校へ女性に対する暴力をなくす運動に関するチラシやワイズ通信を配布することができたため。				人権・男女共生課 (男女共生係)		
10				10 中学生を中心に、デートDVに関する学習の機会を設ける。自身が被害者にも、加害者にもならない為の学習を実施する。	総合や保健体育科などの授業において、各校の実情に応じた形でデートDVについての学習を取り上げた。	中学生を対象に、総合的な学習等を利用して、1時間程度の学習機会を設けた。	A	各自が自身の言動・行動を見つめ直すことができ、チェックシート等で客観的な振り返りを実施することができた。				学校支援課		
11				11 職務関係者が安全の確保及び秘密の保持に、十分な配慮が必要のため、DVに関する知識や理解を深めるための研修を実施	教職員が当事者意識を持って参加できるように、DVに関する研修機会の提供に努める。	生徒指導連絡協議会での情報共有を基に各校において職員に周知を行ったり、研修の案内を周知したりした。	「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省・令和2年6月改訂版）等を参考に、各学校園で研修を実施した。	・職員研修：1回 令和5年3月14日実施 27人出席	A	コロナ禍で事実が見えづらくなっている可能性があることも意識をした上で取り組むことができた。				学校支援課
12	1 配偶者暴力相談支援センターの充実	1 婦人相談員等の資質向上	10	10 国や県などの地方公共団体が開催する研修や、民間支援団体が開催する研修への参加	研修の受講などにより、相談員の資質向上に努める。	国立女性教育会館や厚生労働省、兵庫県女性相談員連絡協議会などが主催する相談員向けの研修をオンラインで受講し、資質向上に努めた。	4回	A	研修受講により相談員の資質向上に努めることができたため。			DV相談室		
13				11 スーパーバイズの実施	困難ケースなどの対応が必要な場合に、県のスーパーバイズを利用する。	県のスーパーバイズを利用するような困難ケースがなかった。	-	-	-	スーパーバイズの利用がなかったため。			DV相談室	
14				12 芦屋市D V被害者支援ネットワーク会議・専門部会の開催	芦屋市DV被害者支援ネットワーク会議を活用し、関係機関との連携強化や被害者支援についての情報共有に努める。	DV被害者支援ネットワーク会議での弁護士によるDV研修を、委員のほか窓口職場の職員も対象として実施し、被害者支援についての情報共有に努めた。	・職員研修：1回 令和5年3月14日実施 27人出席	A	コロナ禍において開催できていなかった3年ぶりのDV被害者支援ネットワーク会議にてDV研修を実施することができたため。				DV相談室	
15	2 相談体制の充実	2 被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13	DV被害者の状況に応じて、必要な相談機関の情報提供を行う。	男女共同参画センターが実施する心の悩み相談や家事相談、法律相談等について、必要に応じて情報提供することができた。	-	A	相談者の状況に応じた情報提供をすることができたため。			DV相談室		
16					・弁護士による法律相談…毎週木曜日13時～16時30分に実施（予約制・1人30分） ・司法書士による法律相談…毎週金曜日13時～16時に実施（予約制・1人30分） ・家事相談…第2・第4水曜日13時～16時に実施（予約制・1人45分） ・こころの整理相談…毎月第1水曜日13時～16時（予約制・1人50分）	・弁護士による法律相談…毎週木曜日13時～16時30分に実施（予約制・1人30分） ・司法書士による法律相談…毎週金曜日13時～16時に実施（予約制・1人30分） ・家事相談…第2・第4水曜日13時～16時に実施（予約制・1人45分） ・こころの整理相談…毎月第1水曜日13時～16時に実施（予約制・1人50分）	・弁護士による法律相談：305人 ・司法書士による法律相談：167人 ・家事相談：53人 ・こころの整理相談：22人	A	コロナ後の経済状況の悪化、家庭環境の変化などより、夫婦間トラブル、家族間トラブルといった問題は、複雑化しており、法的側面、精神的側面よりそれぞれの相談が果たす役割はより大きくなっている。相談を伺い、相談者が何を求めているのか、何が必要とされるのかを考え、的確に把握し、必要な専門相談を案内することで問題の早期解決に努めた。			市民参画・協働推進課 (市民相談係)		
17					・人権相談やLGBT相談の際に、DVに関する相談があった場合は、DV相談室の情報提供を行う。 ・人権擁護委員やLGBT電話相談の相談員に対してD V相談に関する情報提供をする。	人権相談及びLGBT電話相談を実施したが、DVに関する相談はなかった。	人権相談 10件（年24回実施） LGBT電話相談 59件（年24回実施） ※いずれもDV相談はなし	-	人権相談やLGBT電話相談には相談があったが、DVに関する相談がなかったため。			人権・男女共生課 (人権推進係)		

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和4年度事業実施目標	令和4年度取組実績内容	令和4年度取組実績数値	評価	評価理由	令和5年度実施計画	令和5年度分類	所管課			
18	2 相談体制の充実	2 被害者の状況に応じた相談体制の充実	1 相談事業等の活用・情報提供	13 男女共同参画センターの女性のための相談など、状況に応じた相談先との連携・情報提供	外国人から相談があれば、DV相談室と連携を行う。日本語を話すことが出来ない外国人に向けて、DV相談室の情報を周知する方法を考える。	相談の際に通訳を行った。	通訳件数 1件	B	依頼があった際に英語での通訳を行ったため			広報国際交流課			
19					相談者の状況に応じて、DV相談室についての情報提供を行う。	必要に応じて、DV相談室の情報提供や相談につなげることができた。	随時行った。	A	必要に応じてDV相談につなげることができたため。			人権・男女共生課 (男女共生係)			
20					虐待事案への対応について迅速に随時関係機関と連携し会議を開催した。被害者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行う。	虐待事案への対応について随時関係機関と連携し会議を開催した。被害者及び養護者等のニーズを把握した上で相談対応等を行った。	令和4年度虐待通報件数 約90件 (内、DVに関する通報 1件)	A	通報件数が増加したなかで虐待事案に対して迅速に会議運営や相談対応等を行った。			高齢介護課			
21					対象と思われる事案があれば、関係機関との連携・情報提供を行う。	パートナーからの陽がし虐待のケースについて、子ども家庭相談室の職員より情報提供された本人からの聞き取りの内容等を、DV相談室の相談員に共有した。	1件	A	情報提供の内容について適切に対応したため。			障がい福祉課			
22					被害者から相談があった場合は、DV相談室に連絡・情報提供を行う。	被害者から相談があった場合は、DV相談室に連絡・情報提供を行う。	0件：DV相談室からの生活保護相談はあったが、生活保護相談からDV相談室に緊急案件は発生しなかった。	B	相談体制は整えているものの、令和4年度はDV相談室につなげている方からの相談のみで、生活保護から案内した実績はないため。			生活支援課			
23					関係課が連携して、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を作り、適切な情報提供を行う。	母子・父子自立支援員を設置し、未所での相談または電話での相談に応じ、関係機関と連携し情報提供を行った。	令和4年度実績：0件	A	関係機関と連携を行いながら、状況に応じた相談が速やかに行えるよう相談体制を維持できているため。			こども政策課 (こども支援係)			
24							外来患者・入院患者・電話相談などの相談には「DV相談室」を提示し、説明と同意を得るようにし、DV相談室には事前連絡する。高齢者の場合は、ケアマネジャー・地域包括支援センターへ相談と支援の連携を行なっている。高齢者に関しては、月1回高齢介護課・市立戸塚病院事例検討会議を開催し連携を行なっている。虐待マニュアル（高齢者、障がい者、児童、DV）改訂と配布し啓発と周知に努めている。配偶者ではない友人女性宅に宿泊し食事の提供等（高齢介護課・地域包括と共同/分離した）	入院支援1件、外来1件 (高齢者虐待にも該当する)	A	令和4年度虐待マニュアル改訂し、院内全職員に周知のため配布し意識の向上に務めた。 早期発見と、次につなげる支援ができるよう、院内の周知を継続する。面談対応できる職員の育成ができた。実績に於いて多職種との共同で取り組めた。			市立戸塚病院地域連携室		
25	2 苦情等への対応についての周知	14 苦情等への相談窓口や、苦情等の申出処理制度利用について周知	SNS等を活用し、苦情等の申出について周知を図る。	SNS等を活用した苦情等の申出についての周知はできなかったが、市ホームページでの周知のほか、男女共同参画センターにチラシを配架した。	-	B	SNSを活用した周知はできなかったが、市ホームページでの周知、男女共同参画センターでのチラシの配架は行うことができたため。			人権・男女共生課 (男女共生係)					
26	3 被害者の安全確保	1 緊急時における安全確保	1 一時保護を速やかに行う体制づくりの強化	16 福祉等との連携による、高齢者や障がい疾患のある人などの、一時保護の実施。同伴する子どもへの配慮の実施	一時保護施設や警察などの、関係機関との連絡・調整体制の強化	一時保護への対応を迅速に行うため、一時保護施設や警察などの関係機関との連携を行う。	一時保護件数：3件	A	警察等の関係機関と連携し、速やかに一時保護を行ったため。			DV相談室			
27					一時保護所で受け入れがけない高齢者や障がい疾患のある人、同伴する子どもへの配慮が必要な人などについては、福祉部門の施設が利用できるよう連携して一時保護を実施する。	県一時保護所で受け入れがなかった被害者を、関係課と連携し、福祉部門の施設利用により一時保護を行った。	1件	A	必要に応じて福祉部門と連携し、一時保護を行ったため。			DV相談室			
28					保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行う。	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行ったが、DV事案はなかった。	戸塚市立養護老人ホーム風園 措置者数 9人 生活支援ショートステイ事業 延利用日数 790日 (内、DV事案は1件)	A	保護が必要な事案に対して関係機関と連携し、被保護者の意向を確認しながら適切に一時保護を行った。			高齢介護課			
29					対象と思われる事案があれば、関係機関と一時保護施設の情報連携を行う。	対象と思われる事案は発生しなかった。	0件	-	対象と思われる事案は発生しなかったため。			障がい福祉課			
30					対象者の状態・状況にあわせて、関係機関の選定を行い、連携する。	対象者の状態・状況にあわせ、病院や高齢者生活支援センター等関係機関や市内関係部署と連携して支援を実施した。	9件：高齢者ケース、母子ケース、障がいケース等があり、それぞれ関係機関や関連部署と協議の上支援を行い、生活の向上及び解決を図った。	A	支援が必要なケースへは関係機関と必ず連携し、その都度生活保護の適用をはじめ最善と思しき支援を講じることができたため。			生活支援課			
31					配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、すみやかな対応が行えるような体制を作っていく。	(子育て政策課) 同伴する子どもに配慮した、一時保護の実施	(子育て政策課) 令和4年度実績：0件	B	(子育て政策課) 配偶者暴力相談支援センター等、関係機関と連携を行いながら、すみやかな対応する体制が維持できているため。			こども政策課 こども支援係 こども家庭・保健センター (こども家庭総合支援担当)			
32					2 民間支援機関の情報提供	17 DV被害者への民間シェルター等の情報提供	必要に応じて、DV被害者に対し、民間シェルターに関する情報提供を行う。	必要に応じて、DV被害者に対し、民間シェルターに関する情報提供を行った。	-	A	必要に応じて、民間シェルターに関する情報提供ができたため。			DV相談室	
33					2 保護命令に関する支援	1 保護命令制度に関する情報提供・助言、申立て時の支援	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度の情報提供、助言、申立て時の支援や裁判所への同行支援を行う。	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度に関する情報提供を行った。	保護命令申立支援件数：1件	A	DV被害者の状況に応じて、保護命令制度に関する情報提供を行うことができ、1件は申立支援も行った。			DV相談室	
34					3 被害者情報の保護	1 DV被害者等に関する情報管理の徹底	19 市内関係部局での、DV被害者等に関する情報管理の徹底	他市におけるヒヤリットな事例等を関係課と共有し、情報管理徹底の必要性周知を行う。	参考となるような他市におけるヒヤリットな事例は見当たらず関係課間で共有はできなかったが、住民基本台帳閲覧制限の情報を共有し、情報が漏れないよう、情報管理の徹底を行うことができた。	住民基本台帳閲覧制限に係る意見書の提出：18件	B	目標としていたヒヤリットな参考事例がなく、関係課間での情報共有はできなかったが、情報管理は徹底できているため。			DV相談室
35								関係課が連携し、DV被害者等に関する情報管理を徹底する。	参考となるような他市におけるヒヤリットな事例は見当たらず関係課間で共有はできなかったが、住民基本台帳閲覧制限の情報を共有し、情報が漏れないよう、情報管理の徹底を行うことができた。	-	B	目標としていたヒヤリットな参考事例がなく、関係課間での情報共有はできなかったが、情報管理は徹底できているため。			関係機関
36	DV被害者が避難する際、避難先情報等が漏れないよう、市内関係課だけでなく警察や避難先市町と情報管理を徹底する。	DV被害者が避難した場合に、避難先情報等が漏れないよう、市内関係課だけでなく警察や避難先市町と情報管理を徹底した。	-	A				情報管理の徹底ができたため。			DV相談室				
37			一時保護入所の際に、県など関係機関と連携し、情報管理の徹底を図る。	一時保護入所の際に、県など関係機関と連携し、情報管理の徹底を図った。	-	A	情報管理の徹底ができたため。			関係機関					

項番	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和4年度事業実施目標	令和4年度取組実績内容	令和4年度取組実績数値	評価	評価理由	令和5年度実施計画	令和5年度分類	所管課			
38	4 被害者の自立支援	1 生活の安定に向けた支援	1 福祉制度を利用した支援、情報提供	21 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づいた支援、情報提供	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供を行うことができた。また一時保護の際には必要に応じて生活保護の医療扶助を受けられるよう連携できた。	-	A	DV被害者の状況に応じて、同行支援や情報提供ができた。			DV相談室			
39					相談を受け必要時には生活保護をはじめ福祉制度に基づく支援を行う。	相談時、必要に応じて生活保護を勧めた。生活保護だけでは支援が不十分な際は、適宜庁内関係部署と連携し支援に取り組んだ。	随時、窓口や電話対応時に情報提供を行っている。また、生活保護が適用された場合は、改めて制度説明しケースに応じた必要な支援を講じている。		A	関係機関との情報共有、連絡、相談を行いながら最善と思しき支援を検討、実施しているため。			生活保護課		
40					福祉制度を利用した支援、情報提供	福祉制度を利用して支援他機関と連携し、手当の申請時や電話での相談の際に情報提供を行う。	福祉制度を利用した支援他機関と連携し、手当の申請時や電話での相談の際に情報提供を行う。	DV相談件数：7件	B	被害者に合った福祉施策の情報を提供し、経済的支援等により生活を安定させ、自立を促進する体制を維持できているため。				こども政策課（こども支援係）	
41					虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被害者及び養護者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行う。	虐待事案への対応について随時関係機関と会議を開催し、被害者及び養護者等のニーズを把握した上で福祉制度の情報提供を行った。	令和4年度虐待通報件数 約90件（内、DVに関する通報 1件）	A	被害者及び養護者等のニーズを把握した上で適切に福祉制度の情報提供を行った。					高齢介護課	
42					対象と思われる事案があれば、関係機関と連携し、必要な制度について情報提供を行う。	対象と思われる事案は発生しなかった。	0件	-	対象と思われる事案は発生しなかったため。						障がい福祉課
43								DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行うことができた。社会保険の被保険者から外れるための証明書交付：3件 国民年金番号変更に係る証明書交付：10件		A	DV被害者の状況に応じた手続支援や情報提供ができた。			DV相談室
44						被害者の状況、被害者に関する情報を正確に把握し、必要な保険手続、医療制度に関する情報の提供を迅速に行い、関係所管、事業所と連携して、より安全な手続方法を模索し、円滑に行う。	国民健康保険の手続では、他市町村などの関係機関と連携し、安全な手続方法を実施した。DV被害者を発見した場合、状況を確認し、必要に応じてDV相談室へつないだ。	件数は把握していないが、年間数件程度	A	DV被害者について、国民健康保険に関する手続を遅滞なく案内し、安全に手続を完了させる業務を継続的にしているため。			保険課		
45						被害者に必要な保険・医療・年金等に関する情報提供を漏れがないよう継続して行い、他課と連携し相談者がスムーズに安心して手続きがとれるように対応する。	DV相談室と直接電話でやり取りを行い、必要に応じて個室対応等、他課と連携して相談者に情報提供を漏れなく行なった。また、相談者が来庁時にはできる限り事前にDV相談室と連絡を取り合せてスムーズに案内し、相談者が安心して手続きできる環境を目指した。	当該受給者は年間10名程度	A	該当の受給者に対して必要な情報を漏れなく正確に提供でき、慎重に対応したことは評価できる。			地域福祉課（福祉医療係）		
46						引続き、DV支援措置の手続を行ったが等に対して、基礎年金番号の変更手続について情報提供、案内を行い、かつ関係機関等との連携を図り、支援措置を適正に実施していく。	基礎年金番号の変更手続の案内市民課でのDV支援措置の手続きを行った方等に対して、基礎年金番号の変更手続きについて情報提供、案内を行った。	手続き自体は年金事務所で行った件数は不明	A	必要な方に対して適宜情報提供、案内を行うことができた。（令和4年度新規支援措置受付件数14件）			市民課		
47						DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行う。また、必要に応じて証明書を交付する。	DV被害者の状況に応じて、手続支援や情報提供を行うことができた。また、必要に応じて児童手当の支給に関する証明書を交付した。	児童手当の支給に関する証明書交付：6件	A	必要に応じて、手続支援や情報提供、児童手当支給に関する証明書を交付することができた。			DV相談室		
48						経済的支援等に関する情報提供	経済的支援等に関する情報提供他機関と連携し、来所での相談または電話での相談に応じる。広報、HPで情報提供を行う。	ひとり親家庭に対する経済的支援等に関する相談件数：482件	B	情報提供を行い就労支援、経済的支援等により生活を安定させ、自立を促進できたため。			こども政策課（こども支援係）		
49						相談者の状況に応じて経済的支援に関する情報提供を行う。	相談者の状況に応じて生活保護制度を説明し、申請にさらない場合でも社協の貸付け等の制度案内を行った。	随時、窓口や電話対応時に情報提供を行っている。	A	社会福祉協議会への案内をはじめ、その世帯の状況に応じて、適宜減免の手続きを案内し情報提供を行ったため。			生活保護課		
50						4 司法手続きに関する情報提供、助言	24 法律相談窓口の情報提供や、利用に関する助言	DV被害者の状況に応じて、法テラスなどの法律相談窓口の情報提供や利用について助言を行うことができた。	-	A	必要に応じて、法律相談に関する情報提供等ができた。			DV相談室	
51						5 住居確保に向けた支援	25 公営住宅等の入居に関する情報提供等の支援	DV被害者の状況に応じて、市営住宅や県営住宅の入居条件等の情報提供を行う。	-	A	必要に応じて、市営住宅等の情報提供を行うことができた。			DV相談室	
52								広報紙やホームページを利用した周知を継続する。	市営住宅入居希望者の登録受付時にDV被害者も登録可能な内容を8月号の広報紙に掲載	令和4年度は2件の申し込みがあった。	A	周知の結果、受付から審査を経て斡旋に至った。（2件）			建築住宅課
53								DV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行う。入所を希望する場合は、所管課と連携して入所支援を行う。	DV被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行い、所管課と連携して入所支援を行った。	母子生活支援施設への入所：1件	A	必要に応じて、母子生活支援施設の情報提供を行うことができた。			DV相談室
54								母子生活支援施設等に関する情報収集に努め、必要に応じて情報提供、入所支援を行う。	母子自立支援施設等の情報提供、入所支援相談時には一時保護や母子自立支援施設等の情報を提供し、配属センター等関係機関との連携により、いつでも対応できる体制を整えた。（母子自立支援施設への入所措置）	母子自立支援施設の入所：1件	B	母子自立支援施設への入所措置は1件あった。関係機関と連携し、いつでも対応できる体制を整えているため。			こども政策課（こども支援係）

項目	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	令和4年度事業実施目標	令和4年度取組実績内容	令和4年度取組実績数値	評価	評価理由	令和5年度実施計画	令和5年度分類	所管課		
55	被害者の自立支援	2 就労に向けた支援	1 就労に関する情報提供	27	ハローワーク等について、情報提供や同行支援職業訓練等の情報提供や助言	DV被害者の状況に応じて、ハローワークや職業訓練等について情報提供を行う。	DV被害者の状況に応じて、ハローワークや職業訓練等について情報提供を行った。	-	A	必要に応じて情報提供を行うことができた。		D V相談室		
56				28	子どものいるDV被害者へは必要に応じて母子父子自立支援員と連携した支援や情報提供を行う。	子どものいるDV被害者へは必要に応じて母子父子自立支援員や子育て関係課と連携した支援や情報提供を行った。	-	A	必要に応じて連携した支援、情報提供ができた。		D V相談室			
57				29	母子父子自立支援員と連携した支援、情報提供	婦人相談員と母子・父子自立支援員の連携を強化するとともに、母子家庭等自立支援給付金事業や自立支援プログラム策定事業により、母子及び父子家庭の自立をめざし、ハローワークと連携し情報提供等を行う。	母子・父子自立支援員（1人）によるひとり親の就業相談の実施 母子・父子自立支援員を配置し、未所での相談または電話での相談に応じ、ハローワークと連携し情報提供した。	母子・父子自立支援プログラム策定事業：3件	B	就業相談で就労支援、経済的支援等、自立に向けた相談が行えたため。		こども政策課 (こども支援係)		
58				30	未就学児のいるDV被害者へは、必要に応じて保育所入所などの情報提供を行う。	未就学児のいるDV被害者へは、必要に応じて保育所入所などの情報提供を行った。	-	A	必要に応じて情報提供を行うことができた。		D V相談室			
59				31	保育に関する入所の支援、子育ての情報提供	（子育て政策課） ・子育てサポートブックを市民協働で作成することで、無償で発行した。 ・子育てアプリを活用し、情報を随時発信できる他課との連携を図った。市内対応に専任し、未就学児対象のイベント情報や講座、説明会等の開催情報を随時配発し、子育て家庭に有意義な情報の提供に努めた。 （ほいく課） ・保護者の安全に配慮し、各相談機関等とも連携しながら、入所支援や情報提供を行う。	（子育て政策課） ・子育てサポートブック「わくわく子育て」の発行：3,700部 ・アプリ登録者数2,924人（令和5年3月末時点） 対応件数：3件	A	（子育て政策課） ・市民協働で子育てサポートブックを作成することも、無償で発行し、出産や転入手続きで来庁した保護者に配布されたため。 ・子育てアプリについても保護者にリーフレットの配布するなど引き続き周知を行い、登録者数は令和4年3月末2,643人より281人増加した。また、定期的に市内の掲示板にて他部署の掲載記事を募集し活用を図っており、一定の効果が認められているため。 （ほいく課） ・保育のために必要な情報連携や支援ができたため。		こども政策課 (政策係) ほいく課 (入所係)			
60				3 心身の回復に向けた支援	1 相談事業や医療機関を活用した支援、情報提供	30	兵庫県こころのケアセンター相談室等の情報提供	DV被害者の状況に応じて、男女共同参画センターのこころの悩み相談などの情報提供を行う。	状況に応じて、男女共同参画センターのこころの悩み相談などの情報提供を行った。	-	A	状況に応じた情報提供ができたため。		D V相談室
61						31	市内の医療機関との連携、協力	DV被害者の状況に応じて、医療機関への変診を助言したり、医療に関する情報提供を行う。	状況に応じて、医療機関への変診を助言するなど、医療に関する情報提供を行うことができた。	-	A	状況に応じて助言や情報提供を行うことができたため。		D V相談室
62				4 子どもの自立支援	1 就学等に関する支援	32 就学等に関する支援、情報提供	33	避難してきたDV被害者の子の就学については所管課と連携して支援する。他市へ避難する際には避難先の教育委員会での手続きなどについて情報提供を行う。	避難してきたDV被害者の子の就学については所管課と連携して支援した。他市へ避難する際には避難先の教育委員会での手続きなどについて情報提供を行った。	-	A	必要に応じて支援、情報提供を行うことができたため。		D V相談室
63							34	引き続き、相談に対応し必要に応じて、他機関との連携を行う。	コロナ禍における子育ての悩み等を施設や窓口で受け、その都度個別に対応し、対応が必要な家庭については、総合家庭支援室に情報提供を行った。	子ども家庭総合支援課への情報提供：1件	A	相談内容が家庭内だけでは解決できない内容だったため子ども家庭総合支援課に情報提供を行い、連携を図ったため。		ほいく課 (ほいく係)
64							35	引き続き児童・生徒が安全に就学できるように関係機関と連携する。	転入学の際、DV等の事情がある場合に、保護者へ関係機関に相談するように促し、関係機関へ適切な情報提供をした。また、関係機関と連携しながら、児童・生徒や保護者の安全確保のため、転入学の手続きを支援した。	3件	A	関係機関と円滑に連携し、情報共有ができていた。		管理課
65	36	子どもが安心して学校に通えるよう、支援に必要な情報の収集、提供、共有、管理の徹底を図る。	教職員・SC・SSW・子ども家庭総合支援室等と情報交換・相談ができる体制をとり、適切な対応をすることができた。 早期に連携とすることでスムーズに解消することができた。				芦屋市要保護児童対策地域協議会に3回、芦屋市民生児童委員協議会に2回参加し、情報交換をした。	A	関係機関と連携して取り組むことができた。さらに連携をとって進めていきたい。		学校支援課			
66	37	子育てセンターや子ども家庭総合支援室で、こどもや保護者の相談に応じながら、心のケアを行う。	子育てセンターや子ども家庭総合支援室で、こどもや保護者の相談を受け、具体的な支援に繋がる援助を行った。				1.ついでひろば481回開催 延べ16,718名参加 2.なかよしひろば 95回開催 延べ1,243名参加 3.カンガルークラブ 46回開催 延べ412名参加	A	新型コロナウイルス感染症防止にのたため、利用人数を限って継続して多くのかたに参加してもらうことができたため。		こども家庭・保健センター (こども家庭総合支援担当)			
67	2 子どもの心のケアに関する支援	33 家庭児童相談室の相談や臨床心理士が相談に応じるこどもの相談との連携による、子どもやその親の心のケア	38	住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービスについて関係各課と連携を継続し、必要に応じて対象世帯の支援を行う。	関係機関からの連絡により、住民登録の有無に関わらず、こども家庭総合支援課等と連携しながら子どもやその親の心のケアが行えるよう配慮している。	-	A	関係機関との連携は図られており、必要時には迅速に連絡を取り、対応している。		こども家庭・保健センター (健康増進・母子保健担当)				
68			39	こども家庭センターなどの広域関係機関との連携による専門的ケア	要保護児童対策地域協議会を活用して関係機関と連携を行い、子どもの心のケアに関する適切な支援を行う。	関係機関と連携を行い、こどもの心のケアや要保護・要支援児童への支援を行った。	相談件数425件	A	新規の相談件数や重篤な相談が増加しており、継続した相談や関係機関との調整などの相談対応も増えているため。		こども家庭・保健センター (こども家庭総合支援担当)			
69			40	学校職員やスクールカウンセラー等が、学校内で子どもの心のケアや支援を行う相談体制を充実	教職員とスクールカウンセラーとが連携して、児童生徒・保護者へ支援できるように努める。	各校に配置されているスクールカウンセラーを講師として、教職員向けの研修会を実施した。急な事案に対しても連携をとり、取り組むことができた。	各小中学校において、教職員向け、児童・生徒向けの研修会を、各学校で年間1回ずつ実施	B	学校によって活用の仕方に差が出た。		学校支援課			
70	3 子育て支援に関する情報提供の充実	36 乳幼児健康診査、予防接種等や相談事業の支援、情報提供	41	子のいるDV被害者については、住民票を異動せずに乳幼児健診や予防接種等が受けられることなどの情報提供を行う。	子のいるDV被害者については、住民票を異動せずに乳幼児健診や予防接種等が受けられることなどの情報提供を行った。	-	A	状況に応じて情報提供を行うことができたため。		D V相談室				
71			42	住民登録の有無に関わらず、利用可能なサービスについて関係各課と連携を継続し、必要に応じて対象世帯の支援を行う。	関係機関からの連絡により、住民登録の有無に関わらず、こども家庭総合支援課等と連携しながら子どもやその親の心のケアが行えるよう配慮している。	-	A	関係機関との連携は図られており、必要時には迅速に連絡を取り、対応している。		こども家庭・保健センター (健康増進・母子保健担当)				

第2次DV対策基本計画 数値目標

令和5年6月作成

No.	基本目標	基本課題	具体的施策	内容	項目	計画策定時 (平成28年度)	実績					目標 (令和4年度)	所管
							(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)		
1	1	1-1	DV防止の啓発	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	芦屋市DV相談室の認知度	30.0% (市民意識調査)	-	-	-	7.3% (市民意識調査)	-	50%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
2	1	1-1	DV防止の啓発	芦屋市DV相談室の周知のため、広報誌やホームページ等に芦屋市DV相談室について掲載	DV防止法の認知度	53.2% (市民意識調査)	-	-	-	43.9% (市民意識調査)	-	65%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
3	1	1-1	DV防止の啓発	市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	デートDVの認知度	17.9% (市民意識調査)	-	-	-	17.9% (市民意識調査)	-	30%以上 (令和3年度 市民意識調査)	DV相談室
3	1	1-1	DV防止の啓発	市民へDVについて知ってもらう機会や、DV被害者から相談を受けた時の対応について、男女共同参画センターで講座を開催	DV防止講座開催回数	-	年1回	市民向け講座 0回 センター登録団体の定例会参加者にはDV相談について周知	民生委員・児童委員にDV被害者対応等について情報提供(研修会)	-	PTA協議会にDV及びデートDVについて情報提供(研修会)	年1回	DV相談室
4 5	1	2-1	DVについての啓発	窓口などでDV被害者を発見できるように、DVについての研修	市職員へのDVについての研修回数	年1回	0回	年2回 (職員研修 1回 新任職員研修 1回)	年2回 (新任職員研修 1回 庁内電子掲示板での周知 1回)	年2回 (新任職員研修 1回 庁内電子掲示板での周知 1回)	年2回 (職員研修 1回 新任職員研修 1回)	年1回以上	DV相談室 人事課
6	1	2-5	DVについての啓発	庁内システム(グループウェア)を活用し、DVについての啓発	庁内システム(グループウェア)を活用した啓発回数	-	0回	0回	年1回	年1回	年3回	年1回以上	DV相談室
9 10	1	3-1	次世代にDVを残さない啓発・教育の実施	DV被害者支援を行っている団体などに依頼し、学校等でデートDVについて予防啓発講座を実施	デートDVに関する予防啓発講座の開催回数	-	年1回	年1回	年1回	年1回	年2回	年1回以上	人権・男女共生課 学校支援課
13	2	1-1	婦人相談員等の資質向上	スーパービジョンの実施	スーパービジョンの実施回数	年1回	0回 (二回なし)	0回 (二回なし)	0回 (二回なし)	0回 (二回なし)	0回 (二回なし)	年1回以上	DV相談室

DV相談件数 (内閣府統計)	(平成28年度)	(平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)
電話相談	148	129	110	148	127	152
来所相談	94	50	68	72	66	79
その他	3	0	7	8	3	13
合計	245	179	185	228	196	244

(件)

※その他は、病院、保育所(園)、幼稚園、学校などでの面接相談